

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	1
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共処理場R6第18号 中央終末処理場非常用発電機修繕		
案 件 の 概 要	中央終末処理場に設置されている非常用発電機の修繕を行うもの		
予 定 金 額	3, 2 8 9, 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市博多区上牟田一丁目17番1号 [名 称] 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 九州本部		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	今回修繕を行う非常用発電機は、中央終末処理場において、停電等の非常時に汚水処理等を行うための電力を賄う重要な設備である。 当該設備は、設置後26年経過し、発電機の起動に必要な燃料噴射弁類に経年劣化が見られるため部品交換による修繕が必要である。修繕を行わなければ、非常時に発電機が起動できずに汚水処理等が行えなくなり、水質事故につながるおそれがある。 本修繕は、部品交換に伴うメーカー独自の調整が必要であり、当該設備を設置した三菱電機と同グループである上記事業者でなければ確実な施工が期待できない。また、仮に他の事業者が本修繕を行った場合、性能保証が得られないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月15日		
契 約 金 額	3, 2 8 9, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	2
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0 （直通）		
契 約 案 件 名	原水R6 第20号 水道課監視ロガーシステム保守点検等業務委託		
案 件 の 概 要	川東浄水場に設置している水道課監視ロガーシステムの機能維持のための保守点検等業務を委託するもの		
予 定 金 額	2, 1 5 0, 5 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8-33 サウスコア7F [名 称] 株式会社 ネットワーク・コーポレーション		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当 水道課監視ロガーシステム(以下「ロガーシステム」という。)は、水道課全浄水場系統の状態を24時間リアルタイムに監視する専用ソフト等で構成されたシステムであり、上記事業者が設置及び導入したものである。 ロガーシステム及び付帯設備を含めた点検を実施するためには、構成機器の専門的知識及び保守業務の豊富な経験が必要とされる。 この点、上記事業者はロガーシステム設置時の施工事業者であり同システムについて熟知している。また、継続して保守業務を実施しており豊富な経験がある。 仮に、本業務を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及び動作保証が受けられず、目的を達成できない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な遂行が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月17日		
契 約 金 額	2, 1 5 0, 5 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	3
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共管渠R 6 第 2 9 号 都城市公共下水道事業計画変更等業務委託		
案 件 の 概 要	雨水管理総合計画段階的対策計画において計画した祝吉排水区におけるバイパス管等の浸水対策に係る公共下水道事業計画の変更及び大規模雨水処理施設整備事業計画の作成を行うもの		
予 定 金 額	7, 3 4 5, 8 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷南方 3 5 8 4 番地 1 [名 称] 株式会社 日水コン 宮崎事務所		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号該当		
	本業務は、祝吉排水区（下川東地区）の浸水対策工事を行うために、雨水管理総合計画段階的対策計画により決定した対策である雨水幹線及び樋管の新設事業実施に係る公共下水道事業計画の変更及び大規模雨水処理施設整備事業計画を作成するものである。 上記事業者は、現行の本市における公共下水道事業計画策定業務を受注しており、本市の下水道事業の現状及び計画の諸元を熟知しているため、本業務においても迅速かつ的確な履行が確保できる。 また、同事業者は、事業計画の変更に必要な諸元を決定する令和5年度の「雨水管理総合計画段階的対策計画等策定業務委託」及び令和6年度の「祝吉第1号雨水幹線バイパス外設計業務委託」を受注しており、現地調査、関係機関の計画資料等の収集を既に行っていること、また、段階的対策における時系列を考慮した水収支を把握している唯一の業者で、確実かつ円滑に業務遂行でき、早期工事着手が可能となる。 上記により安心安全な市民生活の早期確保、工期短縮、成果品品質確保等の観点から、期限内に本業務を履行可能な唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。		
契 約 締 結 日	令和6年10月25日		
契 約 金 額	7, 2 6 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	4
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共建起工R6第8号 王子橋下水道用添架金具設置工事		
案 件 の 概 要	県土木事務所発注の王子橋上部工工事に伴い、下水道用添架金具を設置するもの		
予 定 金 額	2, 2 5 6, 1 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区天神四丁目 2 番 3 1 号 [名 称] 日本橋梁 株式会社 九州営業所		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 6 号該当		
	本工事は、県土木事務所発注の王子橋上部工工事に伴い、下水道用添架金具を設置する工事である。 王子橋には、下水道管を新設添架する計画であり、添架金具を設置する必要があるが、橋梁上部工工事と同時に施工することで既設足場を利用することが出来、工期の短縮、経費の縮減及び上部工工事と連動した安全対策が可能である。 本工事を上記事業者以外の事業者が施工することは、現場の煩雑化、安全管理、工程の調整、経費削減の点から望ましくない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年 1 1 月 1 3 日		
契 約 金 額	2, 2 5 5, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	5
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0 （直通）		
契 約 案 件 名	原水R6第15号 高城浄水場外非常用発電機設備点検及び整備業務委託		
案 件 の 概 要	高城浄水場外の非常用発電機について、点検及び整備を行うもの		
予 定 金 額	4, 4 6 1, 6 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市田代町170番1号 [名 称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社 宮崎出張所		
契約の相手方の選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	本業務は、災害発生時等に使用する非常用発電機の点検・整備である。 当該機器を使用する状況下では不具合の発生が許されないため、当該機器に関する知識、動作設定等を十分に理解している事業者は、本業務の確実な履行を求める必要がある。 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている市内及び県内事業者を対象発電機全ての点検・整備について履行可能か問い合わせたところ、上記事業者1者のみから、履行可能との回答があった。 以上の理由により上記事業者と随意契約を行うものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月13日		
契 約 金 額	4, 4 6 1, 6 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	6
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共処理場R6第19号 都城浄化センターNo. 1自動除塵機修繕		
案 件 の 概 要	都城浄化センターのNo. 1自動除塵機が故障しているため、これを修繕するもの		
予 定 金 額	9, 2 4 0, 0 0 0 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 [名 称] クボタ環境エンジニアリング 株式会社 九州支店		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	自動除塵機は、流入汚水のゴミなどを取り除くための装置であり、電動機（モーター）、チェーン及びスプロケット（歯車）などの部品で構成される。 今回の主な故障箇所はスプロケットであり、歯車の歯が欠けたことによりチェーンの巻き上げが困難な状態である。その結果、機器全体に本来発生しない負荷が発生し、他の故障が誘発されやすい状態である。 自動除塵機が完全に機能停止した場合、ゴミを除去できず、流入水路にゴミが堆積し、後段の水処理設備への送水が困難となり、水質事故を引き起こすことが危惧されるため、早急な修繕が必要である。 当該機器は大型で特殊な構造となっていること、本修繕は機器の分解・組立て・調整作業が必須であることから、メーカー代理店しか対応ができない。仮に他の事業者が本修繕を行った場合、修繕後の性能保証が得られないおそれがある。 修繕対応の可否について県内代理店及び過去に当該設備の修繕実績がある県外代理店に確認したところ、上記事業者が唯一、対応可能と回答があった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年11月19日		
契 約 金 額	9, 2 4 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	7
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 （直通）		
契 約 案 件 名	公共処理場R6第21号 中央終末処理場No.2ガスタンク配管修繕		
案 件 の 概 要	中央終末処理場に設置されているNo. 2 消化ガスタンクの修繕を行うもの		
予 定 金 額	9, 1 8 5, 0 0 0 円		
契約の相手方	[所 在 地] 延岡市土々呂町六丁目 1 6 3 3 番地 [名 称] 清本鉄工 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	今回修繕を行うNo. 2 消化ガスタンクは、中央終末処理場において、汚泥を消化する際に発生したガスを貯留し、ボイラー稼動時にガスを供給するための重要な設備である。 当該施設は2つの消化ガスタンクがあるが、そのうちNo. 2 消化ガスタンク内部の配管に不具合が発生したため、No. 2 ガスタンクの機能を停止している。 現在は、No. 1 消化ガスタンクのみで運転している状態であるが、仮にNo. 1 消化ガスタンクも機能停止した場合、汚泥処理ができなくなり、水質事故を引き起こすこととなるため、早急な修繕が必要である。 また当該設備の修繕に当たっては、ガスタンク内での作業が発生するため、専門的な工法が必要である。 同工法の実績があり、かつ、早急に対応可能か、本市名簿登録事業者の市内業者及び県内業者に確認したところ、上記事業者のみが対応が可能であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和6年12月4日		
契 約 金 額	9, 1 3 0, 0 0 0 円		

令和6年度 随意契約理由書

		番 号	8
担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 2 7 0 （直通）		
契 約 案 件 名	原水R6第23号 菖蒲原浄水場系7号井水中ポンプ修繕		
案 件 の 概 要	菖蒲原浄水場系7号井戸の水中ポンプ修繕		
予 定 金 額	1, 5 1 5, 7 6 7 円		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町195番地2 [名 称] 日本水源工業 株式会社		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当		
	本修繕は、故障した水中ポンプの修繕を行うものです。 本修繕の施工に当たっては、地下水や井戸及び取水設備を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要です。 また、トラブル等があった場合は、浄水施設の運転に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下に直結するため、正確かつ確実な施工が求められます。 この点、上記事業者は、井戸の専門事業者であり、当該ポンプの更新工事の受注者でもあるため、現場にも精通しており、施工後の試運転調整までスムーズに行えます。 仮に他事業者が本修繕を行った場合、ポンプ更新工事の受注者と修繕事業者が混在することになり、トラブルの際の責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもあります。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をしようとするものです。		
契 約 締 結 日	令和6年12月19日		
契 約 金 額	1, 5 0 7, 0 0 0 円		